

令和5年7月18日

かすみがうら市議会
議長 小座野 定 信 様

かすみがうら市議会議員政治倫理審査会
委員長 矢 口 龍 人

かすみがうら市議会議員政治倫理審査結果報告書

令和5年4月3日付けで受理され、同月13日に本審査会に審査を求められた調査請求書について、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例（以下「政治倫理条例」という。）第9条第1項に基づき下記の通り報告する。

記

1. 被審査議員

- ①鈴木貞行議員
- ②小倉博議員

2. 審査対象となった事由とその内容（調査請求書の原文のまま）

1月22日執行されたかすみがうら市議会議員選挙におきまして最終学歴の記載について学歴詐称の疑いがある事案につきまして審査をお願いします。

最終学歴

千葉大学園芸学部園芸別科は学校教育法の学歴にあたらぬ事で「修了」、卒業と記載することは詐称にあたると思われる事。

また、小倉氏は千葉大果樹専攻科終了とあるが、最終学歴ではないと思われる。

3. 審査結果

(1) 審査経過

○第1回審査会 令和5年4月13日（木）（審査対象の適否）

議長からの委員の指名の後、委員長及び副委員長を選出、審査方法を確認した。

調査請求の内容について、申出議員から説明を求め、質疑を行い、各委員から意見を徴した。

選挙管理委員会での取り扱い状況も確認すべきとの意見が出される。

○第2回審査会 令和5年4月21日（金）（政治倫理基準に違反する行為の存否）

前回の審査会での意見を受けて選挙管理委員会に出席を求め、取り扱い状況を確認した。

審査の参考とするため、被審査議員に出席を求め、審査対象となっている内容について聴取し、各委員から意見を徴した。

(被審査議員の主旨)

①鈴木貞行議員：本件履歴をこれまでずっと卒業と認識していた。卒業ではなかったことを今回初めて認識したことから訂正したい。また、職歴についても、すべて正社員として勤務した。

②小倉博議員：自身の履歴であることは変わらない。申し出議員の主張するものが学歴の定義であるとするれば、自らの履歴は学歴ではないかもしれない。自らも大学へ照会してみる。

当該履歴は学歴としても差し支えないかについて、本審査会として当該大学へ照会することとなった。

○第3回審査会 令和5年5月12日(金)

前回の審査会での意見を受けて当該大学へ文書照会を行い、回答結果を得たことから、その内容を確認した。

鈴木貞行議員から、前回の審査会中の発言について訂正の申し出があった。

(被審査議員の主旨)

①鈴木貞行議員：職歴について、すべて正社員として勤務したと発言をしたが、日立建機株式会社については契約社員として勤務していたことから訂正したい。

被審査議員(鈴木貞行議員)に公的年金記録の提出を求めた。

○第4回審査会 令和5年7月18日(火)

被審査議員(鈴木貞行議員)から提出のあった公的年金記録資料を確認した。

石岡市で同様の内容の異議申立事例があり、その結果を確認した。以下、結論要旨抜粋。

『申出人の主張する理由が、当選を無効とすべき場合に該当するか否かについて判断すると、当選人に学歴詐称があったのとの申出人の主張は、前記判例に示す当選無効の要因のいずれにも該当しない。また、当選人等の選挙犯罪についての判定は、専ら刑事訴訟手続に従い裁判所の裁判によってのみなされるべきものであるとされていることから、当選人の当選を無効とする理由とは認められない。』

なお、上記結論を踏まえ、申出人は裁判を通じて結論を求めていくとのことである。

審査結果報告書(案)の最終確認を行い、議長に報告することについて承認を得た。

(2) 審査結論

本審査会において、議論の端緒となったのは、選挙公報の『①鈴木貞行議員：千葉

大学園芸学部園芸別科卒業』『②小倉博議員：千葉大学園芸学部農業別科果樹専攻科
修了』という表記は、正しいものと言えるのであろうか、ということである。

まず、『卒業』という表記は正しいであろうか。被審査両議員からの意見聴取の際
に、持参いただき示していただいたように、両氏とも所持しているものは『卒業』を
示すものではなく『修了』を示すものであった。

次に、被審査両議員は学歴としているが正しい表記と言えるであろうか。申し出議
員である佐藤議員が示した書類からすれば、学歴と言えるようには伺えない。一方、
審査会として、千葉大学園芸学部にもメール照会したところ、“学歴としても差し支え
ない”との回答（別添資料参照）であった。

なお、(本題とは異なるが、)①鈴木貞行議員の職歴中、日立建機株式会社について
は正社員ではなく、契約社員としての勤務であることが新たに判明した。

選挙公報は、有権者にとっては投票行動に影響を与える重要な一資料となるもの
であることから誤解のない、実態に沿った適切な表記が望ましいと思われる。

本審査会としては、議論のあった内容を議長へ報告し、判断は有権者に委ねたい。

4. かすみがうら市議会議員議員政治倫理審査会名簿

	氏 名
委員長	矢口 龍人
副委員長	久松 公生
	佐藤 文雄
	岡崎 勉
	櫻井 健一

5. 会議録

別紙のとおり。

令和5年4月25日

かすみがうら市議会議長
小座野 定信 様

千葉大学松戸地区事務部松戸地区事務課学務係

かすみがうら市議会議員における学歴について（回答）

このことにつきまして、下記のとおり回答いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

照会内容 ①対象議員それぞれの、千葉大学園芸学部園芸別科（農業別科）の課程修了の事実を、学歴として取り扱ってよいか。

回答 個人情報保護法に基づき、個人情報については回答しない。園芸別科（農業別科）の課程修了の事実を学歴として取り扱ってよいかとの問いについては、差し支えないと回答する。

照会内容 ②①において学歴として取り扱ってよい場合、その判断根拠。

回答 学校教育法第91条に基づき、文部省（現文部科学省）の認可した教育機関である。

照会内容 ③昭和50年度から千葉大学園芸学部農業別科から園芸別科へ改組されたことについて、その取り扱いの別。

回答 農業別科は1年課程だったが、園芸別科では2年課程となった。その背景として、修了生が農業改良普及員として全国で活躍し、農業別科が高く評価されていたことがあった。農業技術の細分化などの社会背景に加え、別科担当の教員3名が新規採用として認可されたこともあり、より専門性を高めるため2年課程へと改組されることとなった、

千葉大学松戸地区事務部松戸地区事務課学務係
〒271-8510 松戸市松戸 648
Tel 047-308-8712
e-mail zag8712@office.chiba-u.jp

かすみがうら市議会議員政治倫理審査会会議録

令和5年4月13日 午前10時29分 開 会

出席委員

委員長	矢口龍人
副委員長	久松公生
委員	櫻井健一
委員	岡崎勉
委員	佐藤文雄

欠席委員

なし

委員外議員

議長 小座野 定 信

出席説明者

なし

出席書記名

議会事務局	局長	金子俊文
	局長補佐	谷中博文
	係長	折本尚充

議 事 日 程

令和5年4月13日（木曜日）午前10時29分 開 会

1. 開 会

2. 事 件

- (1) かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第3条第1項に違反する疑いに関すること
 - ・ 正副委員長互選について
 - ・ 本審査会の審査方法について
 - ・ 審査対象の適否について
- (2) その他

3. 閉 会

開 会 午前10時29分

○議会事務局長（金子俊文君）

どうもご苦労さまでございます。

定刻前でございますので、皆さんおそろいになりましたので、かすみがうら市議会議員政治倫理審査会を始めさせていただきます。

引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、密閉、密集、密接の注意を払い、会議を行いたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、会議に入ります前に、本審査会の運営、運用について、あらかじめご説明をさせていただきます。

本審査会につきましては、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例及びかすみがうら市議会議員の政治倫理条例施行規則によりまして運営、運用していくものでございますが、必要に応じまして各種常任委員会に倣い、準じることで運営、運用をいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、委員長互選の方法についてご説明をさせていただきます。

委員会条例第10条第2項の規定により、出席委員の中で最年長の委員が、委員長が互選されるまでの間、委員長の職務を行うこととなっております。委員長が互選されるまでの間、佐藤文雄委員が委員長の職務を行っていただくこととなります。

佐藤委員、よろしくお願いたします。

○佐藤文雄臨時委員長

おはようございます。

引き続きかすみがうら市議会議員政治倫理審査会におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大のための密閉、密集、密接の注意を払い、会議を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。

それでは、これより私が、委員長を互選されるまでの間、委員長職務を行います。よろしくお願します。

ただいまの出席委員は5名、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまからかすみがうら市議会議員政治倫理審査会を開催します。

あらかじめ申し上げます。

本日の会議には、傍聴の申出がございます。かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第6条第8項により、本審査会は公開といたします。

これより傍聴人の入室を認めます。

これで暫時休憩をします。 [午前10時30分]

○佐藤文雄臨時委員長

会議を再開します。 [午前10時30分]

まず、会議に入ります前に、小座野議長から挨拶をお願いいたします。

○小座野定信議長

おはようございます。

開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今回、令和5年4月3日付で佐藤文雄議員より、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例に基づく調査の申出がありました。書類内容を精査したところ、政治倫理条例第3条第1項に抵触している疑いがあると思われましたので、同条例第5条第1項に基づき、かすみがうら市議会議員政治倫理審査会を設置することといたしました。

審査の委員の選任につきましては、各常任委員会委員長、副委員長及び議会運営委員会の中から本日出席していただいている皆様が適任であると思われましたので、第4条第4項に基づき指名させていただきましたものがございます。

資料はタブレットに掲載してあるとおりであります。これらを十分に慎重審査いただきまして、最後に本職に審査結果を報告いただけますようお願いいたします。

なお、内容の詳細につきましては、申出議員から説明を賜りたいと思いますので、よろしくようお願いいたします。

本日はよろしく申し上げます。

○佐藤文雄臨時委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名します。

議会事務局、折本尚充君を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

初めに、委員長の互選を行います。

委員会条例第9条の規定により、委員長は委員会において互選することになっております。

お諮りいたします。

委員長の互選は、先例により指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄臨時委員長

ご異議なしと認めます。

よって、指名推選といたします。

これより、委員長の候補者につきまして、ご意見等をお伺いします。

どなたか、ご推挙いただけますか。

○岡崎 勉委員

佐藤委員がよろしいと思います。

○佐藤文雄臨時委員長

私は訴えているほうだから。

○岡崎 勉委員

佐藤委員が一番いいと思うんだ、私は。

○佐藤文雄臨時委員長

ただいま岡崎委員から、佐藤委員を委員長に、推薦するとのことのご意見がございました。

○矢口龍人委員

岡崎委員をお願いします。

だって、佐藤委員は請求者でしょう。請求者が委員長というのはちょっとあまりにおかしな話なんで。

○佐藤文雄臨時委員長

今、矢口委員から岡崎委員の指名がありましたけれども、いかがしますかね。

○久松公生委員

矢口委員。

○佐藤文雄臨時委員長

今度は久松委員から矢口委員という意見がありましたけれども、いかがいたしますかね。

○岡崎 勉委員

矢口委員でいいんじゃないの、だって、やはり議員経験の多い人が、内容が分かっていると思います。

○佐藤文雄臨時委員長

暫時休憩します。 [午前10時34分]

○佐藤文雄臨時委員長

会議を再開します。 [午前10時35分]

いろんなご意見がございましたが、矢口龍人委員が適格じゃないかという声がありましたので、矢口龍人委員にお願いしたいと思いますが、いかがですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄臨時委員長

それでは、矢口龍人委員にお願いいたします。

それでは、私は失礼いたします。

○矢口龍人委員長

次に、副委員長の互選を行います。

委員会条例第9条の規定により、副委員長は委員会において互選することになっております。

お諮りいたします。

副委員長の互選は、先例により指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」「委員長一任」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

異議なしと認めます。

委員長一任の声がございましたので、それでは、よろしいですか、私の指名で。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、副委員長に久松公生委員を推薦いたします。

それでは、久松委員を副委員長とすることでご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

異議なしと認め、よって、副委員長に久松委員が当選されました。

それでは、そのように議長に報告させていただきます。

暫時休憩します。 [午前10時37分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午前10時39分]

初めに、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第3条第1項に違反する疑いに関するものであります。

それでは、本審査会の審査方法についてを議題といたします。

まず、審査対象の適否について審査いただきます。

申出内容につきましては、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例で審査するのが妥当であるか否かということでございます。申出議員から申出内容につきましてご説明いただき、質疑を行い、各委員から意見を賜ります。

次に、政治倫理条例基準に違反する行為の存否について審査いたします。

市議会議員の政治倫理条例に違反する行為が実際にあったか否かということでございます。被審査議員に出席いただき事情を聴取するとともに、説明の機会を設けます。同じく質疑を行い、各委員からの意見を賜ります。

次に、条例の抵触の有無について審査いただき、委員会としての措置を検討いただきます。

最終的に審査結果報告書をご確認いただき、承認いただければ、議長へ提出いたします。

なお、審査の過程によりまして、審査内容を追加して進めてまいることといたします。

それでは、質問等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ご意見等もないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、審査対象の適否についてを議題といたします。

申出議員から説明を求めます。

○佐藤文雄委員

4月3日に調査請求書を出したんですが、今回の市議会議員選挙で最終学歴という記載について、学歴詐称の疑いがあるということで申込みを、調査を依頼したんですが、市議会議員当選者というのが、これ立候補者も当選者も大体同じですけども、当選者の前の立候補者のところの経歴表の見方、13ページのところ。茨城新聞の記事、13ページのところを見てください。

ここに経歴表の見方、氏名、年齢、職業、所属と現新元別、主な肩書、経歴、当選回数、最終学歴つてあるんですね。これを見ますと、まず問題なのが鈴木貞行議員ですね。千葉大卒つてあるんですよ。一方で、小倉博議員は千葉大果樹専攻科修了となっているんですね。これがどういうことなのかということで、いろいろ調査をいたしました。調査をしたときに、これは千葉大園芸学部という名簿があるんですね。この名簿の中に小倉議員も入っていると思うんですが、8ページのところ、ちょっとマーキングしておいてください。昭和48年3月、通番36ですね。

その次が鈴木貞行議員、上のほうから、これ9ページですね。ということなんですが、この別科というのは一体どういう中身なのかなということをお調べしてみましたら、4ページです。これ学校教育法の問題で、専攻科、別科とあるんですね、第91条。専攻及び別科を置くことができる。大学の別科は③です。前条第1項に規定する入学資格を有する者に対して、簡単な程度において、特別の技能教育

を施すことを目的とし、その修業年限は1年以上とするということになっております。これが学歴に当たるのかということが問題だと思うんですね。

それで、2ページに戻りますと、こういういろいろ別科の扱いについては、この大学卒でも、短大卒でも全くこれに該当しないんですね。簡単に言うと、普通に例えば講習を受けると。講習を受けたら、その分が自分の知識になっていくということだけであって、特に学校教育法に基づいた学歴に当たらないというふうに思えるんですね。それがやはり一番問題だというふうに思います。

実はここに最終学歴というのが、5ページのところにあると思うんですね。総務省の統計に用いる最も高い教育の経歴を最終学歴と言う、総務省の統計調査では、統計の都合上、最終学歴に中退を含まないこととしているが、広く一般的かつ国際的には中退も学歴のカテゴリーに入り、履歴書等にも実際に記入すると。卒業については、日本では短縮した名称があり、以下の略称で呼ばれる、またはこれらを中期退学した場合は中退として呼ぶということで、中学校、高校、専修、高等専門学校、短期、または専門短期大学ですね、短大卒、大卒は大学卒と、大学院の場合は院卒というふうになっております。厳密的に短期大学も大学の一種だというふうに使われております。そういう意味では、短大卒、学部卒、大学院卒、いずれも大学卒であるため、大卒ということになるそうです。

しかし、最終学歴は、最も高い教育の経歴を明示する役割があるため、教育段階ごとに名称が異なり、最も高い教育の経歴が短大、短期大学の場合は短大卒、大学の学部の場合は大卒、大学の大学院の場合は院卒となる。また、医学部、歯学部、薬学部なども、6年制の学部卒についても実際に修了したのは学士課程であるため、最終学歴は大学卒となるということなんです。

そういう意味では、学歴そのものの認知ということを正確にしていかなないと、有権者に正しい情報が提供されないということになるわけです。そうしますと、この政治倫理条例にあります第3条ですね。議員は、市政に携わる責務を深く自覚し、人格及び倫理の向上に努めるため、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならないというふうになっておりまして、この1項のほうに、市民全体の代表として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないことということに対しては、やはり虚偽の事実があるんじゃないかということで、この請求をしたわけです。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

これより質疑を行います。

○岡崎 勉委員

これこういうのは指導とか、あるいはそういう説明というのは、選挙管理委員会とかなんかはやらないんですかね。

○佐藤文雄議員

選挙管理委員会で、この学歴なんかもチェックするのかなということだと思うんですが、基本的に選挙管理委員会は、届出を受けたやつをそのまま表示をしているというのが現状なんじゃないかなと思うんですね。だから、選挙管理委員会は何らかの形で指摘をどこからか受けた場合に、選挙管理委員会が調査をするとかということにもなるし、また、この政治倫理条例ね、審査会の中の結果によっては、選挙管理委員会は何らかの対応をせざるを得なくなるかもしれないですけどもね。

ちょっと選挙管理委員会がこの学歴までチェックをするかというのは聞けないと思うんですけどもね。

○岡崎 勉委員

ということは、結局、議員の中でこういう話をしていて、それを選挙管理委員会の話でね、判断してもらうというのはどうなんだろうね。例えば分からなくてやった、例えば今回の対象は、補選もやっていますんで、そういう中でやってきて、たまたま議員の中で調べたんで、そういうことはどうなんですかという。そういうときには、次からこういうので気をつけろとかなんとかってあるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうかね。

○佐藤文雄委員

これ鈴木貞行議員は補欠選挙も出ているんですね。補欠選挙でも、これ園芸学部園芸別科卒業ね。今回の令和5年1月22日のも同じですよ、全く。聞くところによると、この令和4年7月10日のときに違うんじゃないかっていうふうに指摘されたんじゃないかという話も聞いているんですが、それは私、うわさ程度なんで、ちょっと分からないんですよ。選挙管理委員会という、こちらとしては総務課ですかね、事務局は。その事実関係を調べていただかないと分からないですよ、私は。

○議会事務局長（金子俊文君）

総務課のほうに確認させていただきます。

○矢口龍人委員長

今の件なんですけれども、結局選挙管理委員会では、首長選挙の場合は学歴に対して証明書をつけろということになっているらしいんだけど、議員は、要するに申告で終わっちゃっているんだよね。そこまでその条件が示されていないというのが議会の状況なんですけれども。だから、こういうことになってどうなんだということになると、選挙管理委員会は調査はちょっとやぶさかでないんじゃないかなと思うんだよね。ただ、本来であれば異議申立ての期間の中だったら、選挙管理委員会も当然、公職として調査も、異議申立てに対する内容の調査をするというのは当然なんだろうけれども、それはもう過ぎちゃっているんで、どうかなというふうなことは思いますけれども。いずれにしても、こういう状況なんで、選挙管理委員会に対して出席要請して、それで何うようにしたいとしたいと思いますけれども、どうでしょうね。そういうことですよ。

○岡崎 勉委員

あとはちょっと1つ、例えば今言ったように市長とか首長の場合には提出するとなっていますけれども、市議会議員についてはそれほど細かくは言っていないということに対しては、我々、今回初めてこの政治倫理条例をつくりましたよね。こういう会を開いたんで、こちらはそういう注意をすとか、それでもやった場合にとか、というのはどうなんだろうね、その辺は。だから、せっかくこれできて、倫理というのは自分の襟を正すために自覚してやるのは当然ですよ、これは罰則も何もないですから。その辺は、ここでもってそういうふうに注意すとか、何かそういう方法はどうなんだろうかなと思つて、今の話です。

○矢口龍人委員長

先ほど議長からお話がありましたけれども、私たちは事実の調査をするのが審査会であって、いいとか悪いとかって、そういう判断を結局、私情が入ったんではいけないと思うんですよ。客観的に、やはりどういふことか、その請求者の請求内容についてきちっと調べて、それに対して報告をするというのが我々の仕事なんで。今度から謝ればいいのかこれからどうのとかって、そういう次元の話ではないんですよ。

○岡崎 勉委員

そういうことは、該当する人を呼んで、正式に、今、佐藤委員が言ったような話を正式に聞いて、それでいろいろ判断したのがよろしいんじゃないですか。

○佐藤文雄委員

いろんなね、調査、今、選挙管理委員会の事務局に前回と今回の違いを聞いてみるということもいいと思うんですね。疑いがされていると言われていた鈴木貞行議員に聞くということも必要なことだと思うんだけど、今現在、私たちのほうは、この詐欺に、学歴詐称の疑いがあるかどうかをね、まず確認したいと思うんだよね。これだよ。これがやはり一番ポイントだから。

○小座野定信議長

実際に千葉大、これは別科には2名とも通学しているわけですよ。2年間。そこで、その別科とやらの卒業証書とかそういったものは出ていないんですか。

○佐藤文雄委員

卒業というふうにはならないという、修了だということですよ。だから、小倉議員は修了となっているんですよ、小倉議員。これ見ても分かるように修了なんです。だから、修了というのは、これはあくまでも学歴には入らないんですよ。私たちよく勉強に行くじゃないですか。そういうところに、いわゆるそのときに勉強して修了証書なんかもらうんですけれどもね。そういうものが証書であって、資格にはならないんですよ。そこの問題なんです。だから、小倉議員は修了となっているんですよ。でも、それを学歴にしちゃっているんだよね。鈴木貞行議員は逆に卒業にしているわけだ。卒業証書は出されていないから、じゃ出してみろというふうに今度は本人にね、卒業証書はあるわけないんだから、ないんですよ。ということなんです。

○櫻井健一委員

この学歴詐称という詐称というところの意味としては、偽りっていうこととか報告することじゃないですか。偽るということはどういうことかということ、本当でないことを知りながら本当らしく言うとかうそを言う、だますというような本人の意思ということがすごく重要になると思うんですけれども、先ほども岡崎委員から、本人に出席してもらって説明をということがありましたけれども、そこを聞き取りをしないと、途中で書き方を変えているというような経緯もこの中で見られますので、そういうところを本人に聞いてみて、間違っちゃったのを途中で気づいて直しているのか、そこが一番肝心だと思うんですね。だから、その詐称というところの学歴の中で言うのであれば、そこが一番肝心なので、今のこのメンバーで決められるかどうかというのはちょっと。

○矢口龍人委員長

全くそのとおりで、当然、本人に来ていただいて、それで本人の意見を聞く機会は当然、次回に持とうと思っていますけれども、今回は、一応、請求者が参考資料を添えてお話がありましたから、それに対して皆さん方がちょっと疑問に思うところとか何かあればね、請求者に質問していただいて、次に、今度は本人に、例えば千葉大学の卒業証書があるのであれば、当然それも持参してもらい、修了証も持参してもらい。それによってまた審査会の中で検討したいなというふうに思っています。

○佐藤文雄委員

これウィキペディアという、よくインターネットで、これにちょっと検索をするとね、学歴詐称というのがあるんだけど、学歴詐称とは、他人や社会に対して、事実ではなく虚偽の学歴を表明することであるということなんだよ。だから、意識してどうのこうのじゃなくて、自分が思い込んでいるかどうかも別にして、やはり事実ではない、これを虚偽の形になっていけば、学歴詐称というふうに当たるんじゃないかな。正直いって、私も千葉大卒ってなっていたんで、すごくびっくりしたんですよ。千葉大はなかなか、当時、私は二期校なんですけど、千葉大は一期校なんですよ。東北大学に次ぐぐらいのいわゆる学歴としてはかなり上のクラスの大学なんで、その方がこの立候補者にいらっしゃるという点

では、基本的には驚いたという経過があるんで。そうしたら、別なほうから、これは園芸学部にも、そういう別科というものがあって、その別科はあくまでも学歴の問題じゃなくて、園芸とか農業に対して大学がそういういろんな授業というか、研修をすることによって、農業後継者を育てていくというための別科だというふうに聞いたんですね。

ですから、あくまでも入試があるわけじゃないし、卒業もある中身じゃないということだということなんですね。

○久松公生委員

先ほどのお話で、新聞のところで、自分なんかもそうなんですけど、たしかこれ多分、これも本人に確認しないと分からないんですが、恐らく最終学歴とかそういうところで、私は確認の電話が新聞社のほうからありました、これでいいですねと。恐らく多分、皆さん学歴みたいなやつは提出していると思うんですが、新聞社から依頼が来て。多分その中で皆さんは多分確認の電話とかあったと思うんですが、この千葉大卒とここに書いてあるんですが、多分ここでも、本人に聞いてみないと分からないんですが、恐らく千葉大卒とは書いていなくて、そのときの資料は、多分、千葉大学の別科の、とは書いたとは思いますが、だから、それに対して新聞社が表現的にはこういうふうに出してしまったんですが、その辺のところのちょっと確認も必要かなと思います。

○佐藤文雄委員

我々は立候補するときに、調書というか、あれ読売新聞社から提供があつて、読売新聞社に対して書いたやつを送ったというふうに記憶するんだけど、私は特別、確認はされませんでした。久松委員は確認されたの。

○久松公生委員

電話があつて、こういうふうになるけれども、じゃこれでいいですねというふうに言われたので、いいですよって、そう言いました。なので、鈴木貞行議員もそこで、千葉大卒でいいですかとは多分言われていないと思うんですよ。千葉大何とかかんとか、それでいいですかというときに、はいと言ったかもしれないんだけど、表示は千葉大卒となっていると思うんです。

○矢口龍人委員長

そういう捉え方もいいと思うんですけども、ただね、鈴木貞行議員の場合は、最初に新聞に出たときに、要するに立候補者のところも千葉大卒になっているんですよ。当選者も千葉大卒になっているわけ。だから、もし訂正するならば、この時点で新聞社に電話して、これ間違っていますよと、千葉大卒じゃありません、私はって言うのが本来なんですよ。それをそのまま載せて、あれも載せているというのは、何かこう作為というか、本人は理解しているんじゃないかなとは私は見ますけれどもね。

○小座野定信議長

補選のときの話ですか、それとも本選のときの話。

○矢口龍人委員長

どっちもみたいですわね。

それとあと、我々当選してきた議員が身上書を出していますよね、事務局のほうに。それこのお二人のやつ、写しを頂けますか、審査会のほうに提出いただけますか。身上書になっていますよね、履歴書。みんな出してあるんで。だから、それともまたこれとどういうふうな内容か精査したいんで、提出をお願いします。

暫時休憩します。

[午前11時08分]

○矢口龍人委員長

では、会議を再開します。 [午前11時19分]

質疑ありませんか。

○佐藤文雄委員

聞き取りをするのは、本人に聞き取りをするということと、ほかに選挙管理委員会からの聞き取りは必要ないんですか。

○矢口龍人委員長

その辺は皆さんのお考えで、もしそれが必要であれば聞きますし、参考人招集しますし。

○小座野定信議長

正直、選挙管理委員会のその自分で書いたもの、残っていれば、そういうのも提示してもらったほうがいいんじゃないですかね。

○矢口龍人委員長

選挙管理委員会に資料請求と、それから出席依頼をしますか。どうですか、お諮りしますけれども。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

では、異議なしということで、そのようにさせていただきます。

じゃ事務局のほうで連絡をお願いします。

○佐藤文雄委員

あと、千葉大に行く必要があるんじゃないの、我々が。いや、別科とかさ、そういうことについて一定程度さ、我々もよく知らないとまずいんじゃないかなと思うんだけど、どうなんでしょう。

○矢口龍人委員長

次回の会議の後でもいいじゃないですか。後、疑わしいのであれば、もうそのまま調査するということで、取りあえず参考人、2名議員に出席依頼をしたいと思いますので、よろしいでございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

では、そのようにさせていただきます。

では、次に、次回の審査会につきましては、さきの説明のとおり、被審査議員である鈴木貞行議員及び小倉博議員に出席いただき、審査を行うことでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

あと、選挙管理委員会に提出書類と、それから参考人の招致をお願いしたいというふうに思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

では、そのようにさせていただきます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、かすみがうら市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。

散 会 午前11時26分

かすみがうら市議会議員政治倫理審査会会議録

令和5年4月21日 午前9時56分 開 会

出席委員

委員長 矢口龍人
副委員長 久松公生
委員 佐藤文雄
委員 岡崎勉
委員 櫻井健一

欠席議員

なし

委員外議員

議長 小座野定信

出席説明者

総務部長 中泉栄一
総務課長 羽成英明
議員 鈴木貞行
議員 小倉博

出席書記名

議会事務局 局長 金子俊文
局長補佐 谷中博文
係長 折本尚充

議 事 日 程

令和5年4月21日（金曜日）午前 9時56分 開 会

2. 開 会

2. 事 件

- (1) かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第3条第1項に違反する疑いに関すること
 - ・ 選挙管理委員会への提出書類等について
 - ・ 被審査議員に対する聴取について
 - ・ 審査会としての措置について
- (2) その他

3. 閉 会

開 会 午前 9時56分

○矢口龍人委員長

おはようございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまからかすみがうら市議会議員政治倫理審査会を開会いたします。

あらかじめご報告申し上げます。

本日の会議には傍聴の申出者がございます。かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第6条第8項により、本審査会は公開といたします。

これより傍聴人の入室を認めます。

暫時休憩します。 [午前 9時57分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 9時58分]

まず、会議に入る前に、小座野議長からご挨拶をお願いいたします。

○小座野定信議長

おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

委員会の皆様におかれましては、何かとご多忙中にもかかわらず、大変ご苦労さまでございます。引き続き令和5年4月3日にて佐藤文雄議員から申出のありました、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例に基づく調査につきましてご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。本日はよろしくお願い申し上げます。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名いたします。

議会事務局、折本尚充君を指名いたしたいと思います。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程のほうに入ります。

引き続きかすみがうら市議会議員の政治倫理条例第3条第1項に違反する疑いに関することとあります。

初めに、市議会議員選挙における選挙管理委員会への提出書類等の対応についてを議題といたしま

す。

説明を求めます。

○総務部長（中泉栄一君）

令和5年4月14日付でかすみがうら市議会議員政治倫理審査会委員長名でご請求がありました鈴木貞行議員と小倉博議員の市議会議員選挙において、選挙管理委員会に提出した学歴に関する書類一式といたしまして、今までお2人が立候補した選挙の際に、市民の皆様に配布した選挙公報の原稿の写しを提出させていただいております。

また、補足資料といたしまして、令和5年1月22日執行の市議会議員の一般選挙の立候補予定者説明会の際に、候補者の皆様に配付した資料も提出させていただいております。

まず、選挙公報につきましてでございますけれども、公職選挙法第169条第3項に「掲載文またはその写しを原文のまま選挙公報に掲載しなければならない」という規定がございます。つまり各候補者が主張したいことを自由に書いていただいて、選挙管理委員会に提出、そして選挙管理委員会は、それを原文のまま印刷して市民へ配布するという流れになっております。その記載内容につきましては候補者の自由記載でございますので、学歴を書いても書かなくても構わないということになります。

ただし、立候補予定者説明会資料の9ページの（3）選挙公報についての下の方、「オ」一般的な注意事項の2番目の「・」のところに、虚偽事項の記載というところがございます。ここにつきましては説明会の際にも選挙管理委員会事務局から「自由記載なので、その記載内容については、ご自分で十分に気をつけてください」というような説明をさせていただいております。

次に、補足資料の説明をさせていただきます。

最初に、様式第1-5、かすみがうら市議会議員一般選挙候補者届出書、そして、次のページから立候補の予定者説明会の際の資料でございます、その5、6ページの（4）、（5）に立候補届出書に添付する書類、そして7ページにそのほかの届出書が記載されております。見ていただければ分かるとおおり、こちらにつきましても学歴について記載をするというところはありません。ですので、選挙公報も含めまして、候補者が選挙管理委員会に提出いただく書類の中に学歴を書かなければいけない部分はないということになります。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

原文のまま印刷をすると。全くチェックをしないということですね、選挙管理委員会では。

○総務部長（中泉栄一君）

はい、原文のまま掲載をしているという形になります。

○佐藤文雄委員

あと、学歴の記載もするかしないかは本人の自由だということで、今回の広報に関して学歴を書いていなかった候補者はおりましたか。

○総務部長（中泉栄一君）

ちょっと今手元にはないんですけども、前に見た段階では学歴を書いてない方もいらっしゃったと思います。

○矢口龍人委員長

いいですか。ほかにありませんか。

それでは、ご質問がないようですので、執行部の方には退席をお願いしたいと思います。

暫時休憩します。 [午前10時 4分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後10時 5分]

次に、政治倫理条例基準に違反する行為の存否についてを議題といたします。

市議会議員の政治倫理条例に違反する行為が実際にあったかということでございます。被審査議員に出席をいただき、事情を聴取するとともに、説明の機会をつくるものでございます。質疑を行い、各委員からの意見を賜ります。

初めに、鈴木貞行議員の入室を求めます。

暫時休憩します。 [午前10時 5分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後10時 6分]

初めに、改めて申出議員から申出内容の説明をお願いします。

○佐藤文雄委員

私のほうで調査の請求をしたんですが、政治倫理条例の第3条の第1項に違反する疑いがあるということで、内容的には、令和5年1月22日に施行された市議会議員選挙におきまして、最終学歴の記載について学歴詐称の疑いがある事案です。これについて審査をお願いしたいというふうに思うんですね。

鈴木貞行議員の広報に、千葉大卒というのがあったんですね。この千葉大卒というのは事実と違うんじゃないかということが1つです。この千葉大卒という中身そのものが、私もすごいなと思ったんですが、よくよく聞いてみますと、千葉大学の園芸学部の別科というところの修了をしたところだというふうになっているんですね。ですから、卒業というのはあり得ないし、修了というふうに書けばいいという問題でもない。つまりいわゆる学歴に値するのかが問題なんじゃないかなと思うんですね。ですから、茨城新聞社のほうにも最終学歴というところに千葉大卒と書いてあったんですよ。ですから、そこがやっぱりポイントなのかなというふうに思うんで、これをぜひ調査してほしいというところでございます。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

続きまして、説明を求めたいと思います。

○鈴木貞行議員

経歴のほうから、説明してよろしいですか。

○矢口龍人委員長

どうぞ。

○鈴木貞行議員

昭和55年の3月に茨城県の石岡第一高等学校の普通科のほうを卒業しまして、その前に入試を受けてまして、千葉大学園芸学部の園芸別科のほうに昭和55年の4月に入学いたしました。2年間松戸市のほうの学校に通いまして、規定の単位、72単位以上を取りまして卒業式に臨みました。それ以来、ずっと本選が終わった後まで自分は修了じゃなくて卒業だとばかり思ってまして、それは私の認識の甘さだったと思います。令和5年1月の25日に近所の方からちょっと修了と卒業は違っているんじゃないのというのが周りから話が出てくるよということで、そのとき初めて気がつきまして、その後、読売新聞社のほうからも、ちょっと聴講生ではないかという問合せがあったんで確認に来ました、ということで、

読売新聞社の方がお見えになって、そのときに聴講生ではなくて、きちんと入試を受けて、単位を取って修了してますよということで伝えました。そのときに修了証書はありますか、ということで言われたものですから、ちょっと探したんだけど、ないんですということで、またその後、もう一回探しましたら、仏壇の奥のほうに入ってまして、確かに卒業ではなくて修了証書だったということで、私の本当に認識の甘さで皆さんにご迷惑をおかけしたことはおわびしたいと思います。

先ほど佐藤委員から言われた茨城新聞に千葉大卒というふうに掲載していたと思うんですけども、こちらが立候補予定者共通調査票というのを2回ほど補選と、あと本選に提出してますけれども、そこにはちゃんと千葉大学園芸学部園芸別科修了じゃなくて卒業というふうに記載しております。これは変えたほうがよろしいですか。

○佐藤文雄委員

それと、卒業証明書のページをお願いしてあると思うんですけども、それはありますか。

○鈴木貞行議員

あります。この中に全部入ってます。すみません、お手元の資料の一番上と2番目が補選と本選のときに提出した立候補予定者の調査表になっております。その出身学校、大学は学部名、大学院は研究名や専門職、大学院名も、ということで書かれていると思うんですけども、2つとも同じ千葉大学園芸学部園芸別科、最初のやつはちょっと学科と入れちゃったんですけども、それが卒業ということになっております。

それと、3枚目がそのとき千葉大学の園芸学部の園芸別科を修了したときに頂いた修了証書になります。

次に、先日、千葉大学にまで行ってきまして、修了証書と、あと成績証明書のほうを頂いてきました。

取りあえず添付資料はそのようなことになっております。よろしく願います。

○矢口龍人委員長

これより質疑を行います。

○佐藤文雄委員

ということは、卒業じゃなくて修了だということで、認識が甘かったとおっしゃったんですが、事実こういうふうな形で卒業というふうに丸を付したと思うんですが、この別科というのは、学校教育法における最終学歴だという認識だったんですか。

○鈴木貞行議員

そうです。最終学歴の意味合いが自分もちょっと勘違いしてまして、最後の学歴ということで認識してましたけれども、ご指摘があって、その後調べましたら、最も高い学歴だということで、それは改めて再認識しました。そのときは、だから、最初は最終学歴というのは最後の学歴と思い込んでました。

○佐藤文雄委員

いや、だから、別科卒業と書いているから、恐らく別科もいわゆる学校教育法に基づく最終学歴だというふうに思っていたということですね。

○鈴木貞行議員

はい、思っていました。

○佐藤文雄委員

それはなぜ最後の学歴だというふうに考えて、この選挙戦に臨んだんでしょうか。

○鈴木貞行議員

最後の学歴という認識でいたものですから、それで臨みました。

○櫻井健一委員

今、学歴として勘違いしたということなのですが、ちょっと初め、基本的なところを聞きたいんですけども、入学試験があるのか、ないのか。あったとさっきお話の中でありましたんですけども、科目的には5科目とか3科目というのを聞きたいということと、週に何回通うのか。あと、今2年行かれたということで留年なんかはあるのかということと、あと、単位は72単位を取ったということで卒業を与えられるということなのですが、卒業の条件ですね、その単位を取ることだけなんでしょうか。今とても成績は優秀で卒業されているというか、修了されているような証明書の中には見受けられるんですけども、この成績がもしよくなかったときには卒業も単位として取れないというような、そういう決まり事があるのかという、この4点をちょっとお話聞きたいなと思いますけれども。

○鈴木貞行議員

1点目の入試の科目は、これもすみません、うろ覚えで、国語と理科だったと思います。その後、面接があつて、合格して入学しました。

2点目が、週に何回というか、1単位という単位がありまして、それを結局教授が来たときに出るような感じなので、1週間休みの場合もあるし、毎日行く場合もあるし、その単位を取るために授業があるときに行くというような感じなので、毎日学校へ行っているというわけではなくて、あくまで1年で36単位、2年で合計72単位以上取らないと卒業できないということで、自分は73単位だと思っているんですけども、それで卒業しました。

それと、留年ですね。仮に1年生で1単位足らなかったという場合は、1年生で留年というわけではなくて、2年生になってその落とした科目を2年生と一緒に受ければ問題はない。最終的に72単位以上取っていればオーケーだということなんです。

○櫻井健一委員

同じ質問の中で、最後の4つ目がまだだったので。4つ目は、修了とか卒業に当たっての条件で、その単位ということと、あと成績の。

○鈴木貞行議員

成績というか単位のほかに卒業論文というのがありまして、私の場合は園芸経営専攻だったんですけども、1年生から2年生に上がるときにやっぱり論文というか、レポートですね、これはかなり昔のやつなんですけれども、それを提出しました。最後にはやっぱりゼミのほうの先生のほうに卒業論文というか、修了論文になるのかな、というのを提出して、これを提出しないと修了できません。

○櫻井健一委員

72単位取られたということなんですけれども、1単位取るのに授業というのは90分で何単位とか、45分で1単位とか、何かいろいろそういう要綱があると思うんですけども、そういったところはちょっと覚えてませんか。

○鈴木貞行議員

園芸別科の履修計画というところに、単位についてというところをちょっと読みます。大学での1単位は標準的に45時間の学習内容に対して与えられるものである。例えば週1回90分の授業が15回で2単位になっている。便宜上90分を2時間に数えると、計30時間の学習になる。2単位は90時間の学習内容に対して認められるものであるから、その差60時間は授業時間外の学習を求めていることになる。したがって、成績の評価は授業時間外の学習を含めて行われることになるということで、レポート提出なんかもそれに含まれると思います。

○櫻井健一委員

今言った入学試験があって、学校で単位を取って卒業論文を書いた上で、レポートなどを提出をして修了をしたというところで、卒業、修了というところが混同して、間違った解釈になったというような、そういう感覚でお聞きしてよろしいですか。

○鈴木貞行議員

はい、そうです。

○佐藤文雄委員

だから、今 72 単位取るのには、別に 2 年でなくてもいいということですね、実際には。

○鈴木貞行議員

私の前、昭和 54 年から 2 年制の学校になったんですね。昭和 50 年のときはまだ農業別科だったんですけれども、1 年間だけだったんですけれども、それが園芸別科になりまして、私、昭和 55 年からなんですけれども、昭和 54 年に 2 年間の拘束というか、2 年行かなくちゃ駄目だよというのになってます。だから、そういうことがあって、私は短期大学だとばかり思っていたものですから。

○佐藤文雄委員

いや、そうじゃなくて、留年というか、今言ったように 72 単位を例えば 2 年間で取れなかった場合は、また延長するというか、3 年でもオーケーだということなんでしょうかね。それは分かりませんか。

○鈴木貞行議員

みんな普通に修了したので、ちょっと中にはいたのかもしれないんですけれども、多分ないと思います。2 年でみんな出ている。あくまで単位を取ったり、レポートを提出したり、そういうのをやった後での話で、ただ、ずっと出られるわけではないです。

○櫻井健一委員

あと、読売新聞のほうから聴講生なんではないかというような問合せがあったということなんですけれども、そのときに提出した内容も、やはり卒業で出されているというか、千葉大学卒になって新聞社に出てしまっているんですけれども、そのときには別科ですとか、そういったことを書かない。千葉大卒だけで出してしまったのかどうなのかというのをちょっとお話聞けるでしょうか。これはこのまま別科と書いてあるんですよ。新聞社のほうの都合でこのような記載になったということなんですかね。

○鈴木貞行議員

私もそれを提出しただけなんで、あとは新聞社のほうだと思います。ただ、1 回電話がかかってきた記憶があるんですけれども、多分学歴はこれでいいですかみたいに言っていたとき、かなり忙しかったので、ああ、そうですよと言っちゃった記憶があります。

○櫻井健一委員

そうすると、確認の電話のときにほかの用事をしていて、ちょっとちゃんとした内容を理解しないまま簡単な返事をしてしまったということでしょうか。

○鈴木貞行議員

はい、そうだと思います。

○佐藤文雄委員

いや、もともと今までの事実経過を見ると、卒業というふうにまず勘違いしたと。それが修了だったというのが後で自分で確認ができた。それもあるんだけど、もともとその 2 年間の別科を修了すれば、短大の資格がもらえるかなど。資格をもらったんだなというふうに勘違いしたということだと思うんですが、いかがですか。

○鈴木貞行議員

佐藤委員のおっしゃるとおりです。

○佐藤文雄委員

ちょっと、あとほかに経歴書がありますよね、主な経歴。ヤマト運輸は 1982 年だから、昭和何年だか分からないですけども、鈴木貞行議員が昭和 55 年に入学して、昭和 57 年に別科を修了して、その後ですか、ヤマト運輸は。ヤマト運輸もそうなんです、アオイ工業株式会社、その次が日立建機株式会社になってますよね。このときの履歴書にはこの別科卒業というのは記載した記憶はございますか。

○鈴木貞行議員

記載していると思います。

○佐藤文雄委員

それは持ち合わせていませんか。いや、なぜそれを聞いたかという、例えば高校卒と短大卒と四大卒というか、それによって初任給が違うんだよね。だから、会社としては最終学歴をかなり気にするんですよ。初任給の問題になりますからね。ですから、ヤマト運輸にしても、アオイ工業にしても、日立建機にしても、これは全ての会社のほうは正社員で採用されたんですか。

○鈴木貞行議員

もちろん正社員です。

○佐藤文雄委員

だから、初任給が違うというのは分かっていますよね、そういう意味では。

○鈴木貞行議員

短大扱いということで処理していただいていたと思います。

○矢口龍人委員長

ほかに。

○佐藤文雄委員

ごめんなさい。問合せがあったときに、これはもう同じだと思うんだけど、自分がもう卒業だと思っ込んでるから、茨城新聞社に千葉大卒と書いてあっても、別に違和感を感じなかった。最終的に当選した後も千葉大卒と書いてあるのもやっぱり違和感がなかった。いつこれは問題だと、ああ、甘かったなと思ったのは選挙が終わってからでしょうか。

○鈴木貞行議員

選挙が終わってからです。それと、茨城新聞は取ってなかったもので、内容は分かってないです。ただ、読売新聞社が 2 回ほど来ていただいて、修了証書のコピーも渡したときに、訂正文を載せたほうがいいですかということは言ったんですけども、そこまではやらなくてもいいでしょうという話だったんで。

○佐藤文雄委員

それと、前回の補欠選挙のときに、別科は卒業というのは正しくないよというふうに指摘されたというのを聞き及んでいるんですが、そういう事実はございませんでしたか。補欠選挙のとき。今回の令和 5 年 1 月 22 日の選挙が終わったとき以降におかしいなど、もう気がついたということなんだけれども、その前の令和 4 年 7 月 10 日の補欠選挙のときには指摘を受けたというふうに聞き及んでいるんですよ。そういうことはありませんか。

○鈴木貞行議員

覚えてないです。

○櫻井健一委員

今、読売新聞社のほうから確認の電話があつて、それでその訂正文なんかを載せたほうがいいのかという

ようなお話があつて、そこまではいいのではないのかといったことを言われたのは新聞社なのか、本人なのかをお聞きします。

○鈴木貞行議員

それを言ったのは新聞社のほうで、聴講生ということで問合せがあつたということだったので、その修了証書が出てきてから来てもらって、それを渡して、載せたほうがいいですかと私から質問しました。新聞社のほうは、こういう証書があるんで、問題はないですよ。必要というか、載せなくても大丈夫じゃないですかという感じだったので。

○櫻井健一委員

ということは、新聞社のほうが載せる必要はないというような判断を鈴木貞行さんのほうに促したというような解釈でよろしいんですか。

○鈴木貞行議員

載せる必要がないというか、修了証書を渡してある。向こうへ問合せがあつた方に見せるんだかどうか、ちょっとそれは分からないんですけども、それを持って行って、その後連絡がなかったので、強制的に載せなくていいと言われたわけではないです。

○櫻井健一委員

断定的なことではないというようなことだと思うんですけども、あと、確認の連絡があつたのは読売新聞、毎日新聞、朝日新聞、茨城新聞、その新聞社の名前とかは覚えていらっしゃるでしょうか。

○鈴木貞行議員

補選のときではなくて、本選のときだったような気がするんですけども、あとはちょっと覚えてないです。

○櫻井健一委員

本選のときに読売新聞からあつたということよろしいんでしょうか。

○鈴木貞行議員

いや、読売新聞だか茨城新聞ですか、あと毎日新聞ですか、朝日新聞、それはちょっと記憶にないです。

○櫻井健一委員

分かりました。

○矢口龍人委員長

私いいですか。副委員長。委員長を代わります。

○矢口龍人委員

千葉大学卒業という名前を入れるのと、修了という名前の入れ方では、受け取る選挙民にとっては相当な違いがあるかというか、結局千葉大卒となると一期校ですから、茨大は二期校ですから、はるかに千葉大というのはネームバリューもありますし、肩書きとしては最高だと思うんですけども、そういうふうなことを入れることによって、自分に対して選挙民がどういうふうな審判を下すかということも、本来被選挙人としては重要な部分だと思うんですよ。私は石岡一高で最終学歴十分だと思うんですよ。はっきり言ってね。今言ったように、疑わしいのであれば、本来は掲載しないほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、あえて補欠選挙でもそうですし、それから、先ほどおっしゃった茨城新聞を取ってなかったというのは単なる理由にすぎないと思うんですけども、茨城新聞の立候補者の表には、ここにもありますけれども、最終学歴と入っているんですよ。そこに千葉大学卒となっているんですよ。それ見て、本人であれば訂正するべきだと思うんですよ、速やかにね。だって、千葉大卒じゃないわけ

だから、訂正をするべき。補欠選挙のときも同じ書き方だと思いますよ。だから、どうして訂正しなかったんですか。

○鈴木貞行議員

新聞取ってなかったんで分からなかったんですけど。

○矢口龍人委員

いや、自分で卒業と書いているわけですよ、鈴木貞行議員が。だから、卒業じゃないのに、それを掲載したといった場合に、本来であれば卒業じゃないんだから、それを掲載したことに対しては当然、例えば新聞取ってなかったら云々と言う。でも、選挙公報でも何でも全部卒業になっているわけですから、鈴木貞行議員は自分で書いているわけですから、だから、本来であればやはりそこまできちっと公文書に学歴を入れるということは責任があると思うんですよ。間違っていましたで済まないと思うんですよ。その辺のお考えはどうですか。

○久松公生副委員長

暫時休憩します。 [午前10時37分]

○久松公生副委員長

会議を再開いたします。 [午後10時39分]

○矢口龍人委員

先ほど佐藤委員からお話あったように、学校教育法の中に別科というのは該当してないんですよ。ですから、それをあえて載せるということに対して私は疑問に思っているんですよ。大学院、大学、短大、高校、専門学校が対象になっているんですよ、学校教育法では。この別科というのはそれに該当してないんですよ。その辺の認識はございますか。

○鈴木貞行議員

認識がなかったものですから、そのまま卒業で通しちゃいましたけれども、それによって先ほど矢口副委員長が言ったように、こういうところを出ているんですねというふうにやっぱり有権者のほうは思われると思います。

○矢口龍人委員

本当にそう。選挙民の見方というのが大きく変わると思うんで、やはりちょっと本来であればきちっと学校教育法で定まった部分で最終学歴にすべきというふうになっていけばいいんですけども、ただ、最終学歴の定義というのは、今おっしゃった学校教育法の中を言っているんですよ。それ以外に入れるということは、本来やはり虚偽の記載になっちゃうんじゃないかと私は思うんですけども、これは聞いてもしょうがないですよ。

○久松公生副委員長

委員長を代わります。

○佐藤文雄委員

インターネットで調べたんですけども、千葉大学園芸別科について教えてください。千葉大のホームページを見ても、いまいよく分かりませんということで、るる書いてありまして、この修了、卒業後というか、これは短大卒になるのでしょうかと言ったら、修了者には修了証書を授与されますが、単位の認定や短大卒などの資格は得られませんと書いてあるんですね。じゃ、大学に編入することができますかと言ったら、編入することはできないんですって。優秀な成績と認められる人は、改めて入学試験を受けて大学に入るというような感じになるみたいですよ。だから、いろいろ調べてみると、今回の問題でクローズアップされて、鈴木貞行議員の問題で別科卒業というのが間違いだというのが明ら

かになったと思うんですね。そういう意味では、鈴木貞行議員本人はどのようにこれに対して対応しようと考えていますか。

○鈴木貞行議員

以後は最終学歴というところは石岡一高卒業というふうに書こうと思ってます。

○佐藤文雄委員

いやいや、今回の事態に対してどうなさいますか。以後はいいですよ。以後書いたらまずい。以後やったら、これは明らかにもうアウトですよ。だから、今回の事案に対して鈴木貞行議員はどのように対処しようとしていますかという質問なんですよ。

○鈴木貞行議員

訂正文を載せるべきであれば載せたいと思ってます。

○矢口龍人委員長

ほかにございませんか。

それでは、ご質問がないようですので、これで鈴木貞行議員は退席をお願いいたします。

暫時休憩します。 [午前10時44分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後10時46分]

次に、小倉 博議員の入室を求めます。

暫時休憩します。 [午前10時46分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後10時46分]

初めに、改めて申出議員から申出内容の説明をお願いします。

○佐藤文雄委員

小倉議員には大変ご苦勞さまです。私は調査請求書を提出したんですが、今回の1月22日に施行された市議会議員選挙で、最終学歴の記載のことも疑義があるということでお呼びしたんですが、千葉大学果樹専攻科修了というふうにあります。これは学歴ではないんですね。最終学歴ではないんですよ。ですから、これがいわゆる政治倫理条例の第3条、議員は、市政に携わる責務を深く自覚し、人格及び倫理の向上に努めるため、次に掲げる政治倫理基準を順守しなければならないと。市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。という、これに当たる。最終学歴ではないということなんですね。そのためにいろいろ事情を聞かせていただきたいということでお呼びいたしました。いいですか。

○矢口龍人委員長

では、説明を求めます。

○小倉 博議員

学歴ではないというのはちょっと私はあれなんですけれども、一応入学試験を受けて卒業、修了証書の授与式も、大学に入学したことは事実だと私は思ってます。

○矢口龍人委員長

小倉議員に申しますけれども、修了証の写しを提出してくれというふうな申出が来たと思うんですけれども、お持ちになってますか。

○小倉 博議員

はい。

○矢口龍人委員長

お願いします。

はい、結構です。

これより質疑を行います。

○佐藤文雄委員

簡単に言うと、これは学歴だというふうに主張なされるということですね。

○小倉 博議員

大学の課程の学歴だと私は思っています。

○矢口龍人委員長

最終学歴ですからね。

○小倉 博議員

まあそうです。千葉大の園芸学部農業別科果樹専攻を修了したものと私は認識して、修了証書がありました。大学としても多分、学生として認めたものと私は今でも思っています。

○佐藤文雄委員

最終学歴だというふうな認識で今でもいるということですね。

○小倉 博議員

はい。

○櫻井健一委員

先ほどちょっと鈴木貞行議員にも質問をしたんですが、1つずつ、入学試験というのはおありになったということなんですけれども、科目に関しては、先ほど鈴木貞行議員は国語と理科だったかなということと面接ということがあったんですが、小倉議員のときにもそういう。

○小倉 博議員

私は英語と国語だったような気がします。

○櫻井健一委員

そして面接などはなかったということでしょうか。

○小倉 博議員

ありました。

○櫻井健一委員

それで、合格して通ったということなんです、先ほど鈴木貞行議員のときは2年制ということだったんですけれども、小倉議員のときには1年制だったということなんでしょうか。

○小倉 博議員

はい、そのとおりです。

○櫻井健一委員

そのときに単位を取って卒業されると思うんですけれども、単位というのは何単位取られたかというのは覚えていらっしゃるのでしょうか。

○小倉 博議員

多分単位制度はないと。前期、後期課程でやって、農業別科は花卉というか、花の専攻と造園と、私が行った果樹と、あとは蔬菜という野菜専門科があったんです。私は果樹専攻をしたもので、そのグループで勉強してきました。

○櫻井健一委員

じゃ、これ1年制ということで単位がないということだと、留年とかそういうような処置は当時はないということですか。

○小倉 博議員

ありません。園芸学部のそれは決まりだと思わすけれども、一応教えることを教えて、受けることは受けましたという事実が、それがこの証書だと思います。学校へはちゃんと毎日行きました。土曜日もありました。

○櫻井健一委員

ということは、月曜日から土曜日まで単位制ではないので、授業を受けに週に6日間行かれたんですか。

○小倉 博議員

6日間です。

○櫻井健一委員

あと、その卒業する条件ということで、何かテストがあったとか、レポートがあったとか、論文を書いたとかというような卒業に当たっての条件というのは何かございましたか。

○小倉 博議員

卒業論文はあったと思います。

○佐藤文雄委員

鈴木貞行議員がこの前に来たんですが、別科卒業というのは間違いだったと。修了だったということも間違いだったと。非常に考え方が甘かったというふうにおっしゃったんですよ。でも、小倉議員は、これはあくまでも学歴だというふうに主張していると思うんですが、この学歴だという主張の根拠はありますか。

○小倉 博議員

これが根拠と言われるとちょっといろんな条件があると思うんですけれども、まず入学試験を受けました。学校が求める授業も受けました。修了したことの証明もしていただきましたと私は認識して、千葉大学の園芸学部に行きましたと。修了しましたということは今でも自信を持って言ってきました。

○佐藤文雄委員

いや、自信を持つのはいいんだよ。自信を持つのは勝手だ。これは最終学歴じゃないんだよというのが基本的な考え方なんです。それはなぜかという、修了者には修了証書はやるけれども、単位の認定とか短大卒程度の資格は得られないことになっているんですよ。短大だとか、そういう学校教育法に基づくものにはなっていないんです。別科を設置することはできる、とはなってますよ。だから、そこで受講している人はいいけれども、だからといって短大卒だとか、そういう学校教育法に関わるようなものにはなっていないんですよ。だから、また同じようにそういうふうに入試を受けた。レポートも出した。だから、そういうことでそれが学校教育法における資格というふうにはなっていないという認識をやっぱり改めてほしいと思うんだよね。いかがですか。

○小倉 博議員

学歴、学習歴というか、法的に学歴というのがそういうふうと言われるんだったらその可能性があるのかもしれないけれども、私としては、学校に行って勉強してきて、学長から頑張りましたねと修了証書もらったもので、私は千葉大に行ってきたというような、今までそういう認識でいました。

○佐藤文雄委員

ちょっと前の議論なんだけれども、矢口委員長がやっぱり選挙公報にそういうふうに、小倉議員が思

っているように千葉大の学歴だというふうに主張すれば、小倉議員が選挙民に対して千葉大の修了だと、これは学歴だということを主張すると同じなんですよね。そうすると、選挙に影響するということはあると思うんですよ。そういうことは考えませんでしたか。これを書くことによって、選挙に対して、公報ですから、公報は自ら書いているわけだから、選挙管理委員会がどうのこうの言わないんだって。書いた本人の自由なんだって。だから、学歴についてもチェックするわけじゃないということなんですよ。それを書くことによって千葉大の園芸学部、園芸別科修了というような書き方をすると、一般の選挙民にとっては千葉大を修了したんだというふうに思われてしまうという可能性があるんですよ。そういうふうには考えませんでしたか。そういう意図はございませんでしたか。

○小倉 博議員

意図はありません。ただ、自分の経歴として書いただけです。

○佐藤文雄委員

学歴。

○小倉 博議員

学歴って、学校へ行ったということしか私は認識がないもので、大学出たのが学歴じゃないと言われればそうですかと言うほかないけれども、一応大学でちゃんと講堂で修了証書をもってきたもので、行ったんだなという思いでいます。やっぱり自分の学歴というか、経歴ですから、そのまま書いただけです。

○櫻井健一委員

今、統一地方選で石岡市の議員さんでもやはり同じように千葉大学の別科を卒業というような記載をして新聞に出されている方がいらっしゃるんですけども。卒になっているんです、ここでは。千葉大学園芸学部、それで、これは記載すべきだと小倉議員自体は思われますか。

○小倉 博議員

見させてください。

昭和30年生まれですから、私より2級下では、多分農業別科だったと思います。卒業、年度が違うから、さっき鈴木貞行議員が言ったように、農業別科が園芸別科になったように、どこで歴史が変わったか分からないとしか、まず言えませんね。

○佐藤文雄委員

また茨城新聞と言ってはなんだけれども、今言った対象の岡野孝男さんだけ、千葉大農業別科修了と書いているんだよ、こっちには。公報には卒と書いてあるんだな。だから、ここがやっぱりきちっと整理していかないと、今後選挙のときに市民を惑わせる大きな原因になると思うんだよね。だから、ここでしっかりとした議論をした上で、この問題は特に波及してくると思うんですよね。何か石岡一高の人が別科に行くというのが、いわゆるステータスというか、長男がやはり農業をもっと真剣になって専門的に学びたいと。そのために千葉大が別科を設けて、そういうことをやってきた。ですから、卒業生がたくさんいらっしゃるらしいですよ。だから、それをみんな卒業、卒業、修了、卒業と、これを学歴というふうな形で公報に出すということは、今後やっぱりやめさせることも必要な。それが今回の政治倫理条例での1つの歯止めになるんじゃないかなと思うんですよね。どういうふうに思いますか。

○小倉 博議員

この学歴の問題についてはちょっと大学へ行って聞いてきます。学歴じゃないんですかと。その後、皆さんに報告したいと思います。よろしいですか。

○櫻井健一委員

先ほどの質問で答えていただいたんですが、昭和 50 年の 4 月 1 日に農業別科から園芸別科に変わっているということらしいんですね、経歴が。ということなので、今の小倉議員の話と鈴木貞行議員のお話を聞いた中で、1 年制だったところが 2 年制に変わる。入学の方式ですとか単位制とか、いろんなものがここで変わったんだと思うんですけども、ここを基準に学歴とするかしないかというようなお話を聞くのであれば、そういったところもちよっと争点になってくるのかなと思いますし、言うように大学のほうに確認するほかないと思いますんで。

終わったんですけども、ほかの人のことだから言えないということで、よろしいんですね。先ほどのほかのことに関しては、ちょっとほかの人のことなので、あまり。というような解釈でよろしいでしょうか。

○小倉 博議員

前後はちょっと違うので、その名称、2 年間違うと多分専攻なんかも違ったり、2 年後のことはちょっと私は分かりません。

○小座野定信議長

大学側、千葉大側の立場に立って考えてみると、小倉議員も鈴木貞行議員も修了証をお示しいただきました。そこに何で卒業という言葉が使えないかということだと思いませんか。さっき佐藤委員、皆さんから学校教育法、学部等の話も出てますけれども、卒業、1 年制でも 2 年制でも、示されているやつを見ると、1 年制のやつは、1 年しか属してないやつは、その修了年では 1 年以上とするとあるんですよ。こういうところかなと思いますよね。だから、本当にその学部を卒業という言葉を使えるまでの教育だったのか、また、講習を受けたよというだけの修了だったのか、その辺の差があるかなと思いますよね。だから、修了された小倉議員は自信を持ってやってきたという言葉と、学校側も学校側でそれを明確にしないまま 1 年間頑張ったなということで修了証を渡す。しかも卒業式というような形で送られたんだと思いますよね。だから、そこでやっぱり受講した側、学生側と学校側の隔たりというものが今回の出馬に当たって露呈したんじゃないかなと思いますけどね。だから、言うならば、原因者はやっぱり学校側だと思いますよ。

○矢口龍人委員長

例えば、この審査会で千葉大学宛てに卒業と、要するに学歴として掲載することに疑義はありませんかと尋ねてもいいんですよ。でも、学校側に見てみたら答えられないと思うんですよ。学校教育法によってない。だから駄目なんじゃないと、例えば、言っても、大学側としてはコメントできないと思うんですよ。

○小座野定信議長

この専攻科・別科、第 91 条、大学には、専攻科及び別科を置くことができる。とあるんですよ。最後の閉じる言葉を見ると、特別の事項を教授し、その研究を指導する目的とし、その修業限度は、1 年以上とする。とあるんです。だから、小倉議員は 1 年ですよ。だから、本当にこの文面を読むと、修了証はあるけれども、教育としてのあれはここでは発生してないわけだよね。だから、その辺やっぱり学校側だと思いますよね。

第 91 条の③で、大学の別科は、前条第 1 項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年数は、やっぱりここでも、1 年以上とあるんですよ。

○矢口龍人委員長

だから、この法律は別科をつくることのできるということで、卒業、要するに学歴を与えるというこ

とじゃないんですよ。

○小座野定信議長

それは分かりました。こういう②、③の規定の中で読んでいくと、やはり小倉議員の時代には1年制の教育だったわけですね。櫻井健一委員が調べたように、昭和50年から2年制になっているわけですよ。だから、ここの修業年数は1年以上ということで、そこでこういう条文を読んだ学校の改正だと思うんですよ。

○矢口龍人委員長

だから、それが学歴となりますよということではないですよ。

だから、短期大学でもないし、専門学校でもないよと。まあ受講したと。だから勘違いしちゃうね。

○櫻井健一委員

今、1週間、月曜日から土曜日まで通って、学歴にはならないよというような判断で、もし学校に行かれていたときに、そのような返答が来たときには、小倉議員はその後どのような、精神的にもいろいろ考えることもあると思うんですけども、そういったことにとって当初の認識と大きく違うということになるのでしょうか。

○小倉 博議員

変わらないと思います。私は農業をやって、梨をつくっていたもので、もっと専門的にやってこいと高校の先生に言われて、じゃ、受けてみろと。受けて、合格して果樹専攻を、今度は梨じゃなくて柿も栗も全部、次というか、また改めて勉強させられましたけれども、そういう意味では、例えば今度学校へ行って、実はこういうわけこうなんですけれども、学歴じゃないんですかと聞いて、そうだよと言われれば、納得したけれども、俺はそこを出てきた友達が日本全国にいますから、今でも旅行に行けば、青森に行けば青森の友達だ何だかんだと。そういう付き合いも今でも電話ではできる状態にあります。だから、いいところへ行ったなという感覚でいます。だから、学歴じゃないと言われても別にショックは受けません。

○櫻井健一委員

ということは、自分で欲しかった経験ですとか、そのやり方というか、果樹の勉強ができたということで満足であって、それには納得しているし、当時そこを勧めてくれた学校の先生にも感謝をしているし、友達ができてよかったというような、そういう解釈でよろしいですか。

○小倉 博議員

はい、そのとおりです。

○久松公生副委員長

ちょっと関連するんですが、それでは、これから先、さっきの鈴木貞行議員もそうなんですが、小倉議員も鈴木貞行議員も、この別科に関して最終学歴というふうに仮に認められないとなった場合には、その前年の石岡一高卒というふうを書く。書かなくちゃいけないとか、そういうふうに今度はするというふうになった場合は、それにももちろん従うという考えなんですか、確認します。

○小倉 博議員

一応確認して、学歴じゃないよと言われれば、分かりましたと。書きません。

○小座野定信議長

今の久松副委員長がおっしゃった、その書く、書かないということは個人判断よりも、やはり選挙管理委員会のほうの指導だと思うんですよ。だから、その辺、今の小倉議員のほうから書きませんというお言葉は出たと思うんですが、それは個人判断ではないというふうに私は感じるところです。

○矢口龍人委員長

全くそのとおりで、やはり今回のこの審査会は別科という教育の部分が最終学歴として適正か、適正でないかということも重要なことなので、そこの部分をしっかりと審査して、それである程度結論づけていきたいなと思っておりますので、できれば学校へ行って聞いてくるのもあれなのかなと思うんですけども、ただ、私らの感覚でいくと、学校についてもちょっと気の毒だなという感じはするんだよね。ただ学校教育法の中には入ってないというのであって、何か難しい解釈なんだよね、そこのところは。

いずれにしても、調べてみますか、この審査会としても。委員長名で出すようにしてもらおうようにします。

○小座野定信議長

議長という立場で物を言わせていただきますが、やはり政治倫理条例、参考人として来られた鈴木貞行議員も小倉議員も、非常に心重い感じで今日はここに来られたと思います。学校側のほうでちゃんとした答えがもらえるように努力しながら、学校側のほうにも確認をしてもらいたいなと思います。

もし万が一学歴じゃないよと、万が一の話ですけれども、学歴じゃないよといった場合には、これは個人の責任でなくて、修了証たるものを発行した学校側にも責任があるということで、2人のお名前前で新聞広告、訂正文を出すとか、そういったものは必要になるかなというふうには感じます。

○矢口龍人委員長

では、この件に関しては、審査会として学校側に内容についての問合せをさせていただいて、答えをいただけるようにしたいと思います。

それでは、質問等はないようですので、ここで小倉 博議員の退席をお願いします。

暫時休憩します。 [午前11時18分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後11時30分]

次に、条例の抵触の有無について審査をいただき、委員会としての措置を検討いただきたいと思います。

初めに、鈴木貞行議員についての条例の抵触の有無についてご意見を賜りたいと思います。

ご意見ございませんか。第3条の条例に対して抵触する分はありますかと。

○佐藤文雄委員

鈴木貞行議員の場合は、学歴だというふうに自分は思っていたけれども、これは間違っていたというふうに言っていたと思うんですよ。だから、それはこれに当たるというふうに判断してもいいんじゃないかなというふうに思いますけれども。

○矢口龍人委員長

ほかに。

○櫻井健一委員

私は詐称というところの意味の中で本人の勘違いであったというところの主張がありましたもので、これは意図的に自分を過大評価させるものではないというような判断で、僕はこれは抵触しないんじゃないかと思います。

○岡崎 勉委員

私も今、櫻井委員が言ったように、そういうことになるんじゃないかなと思います。第3条の第1項の規定には、全然分からなかったということで、ここでどうのこうのということとは言えないけれども、訂正させることはできるのかなと。委員会としてね。委員会として、そこまでして調査したんでしょう。

櫻井委員からありましたから、その他、回答としてはそういうふうに訂正させるということではどうな
んですか。

○矢口龍人委員長

訂正云々じゃなくて、今条例に抵触するか、しないかの話をしているんであって、訂正はその後の話
なんで。

○岡崎 勉委員

私はそれはしないと思います。

○矢口龍人委員長

しないというのは。

○佐藤文雄委員

意図的じゃないと思うので、抵触しないというふうに言ったのに同意するということだ。

あと、ちょっと私は非常に気になったのは、最初のときの7月10日の補欠選挙のときに、別科は卒
業じゃないよというようなことを指摘をしたということを開き及んだけれども、どうですかと言ったら、
分かりませんというふうに言ったよね。でも、この前、矢口委員長がそれを話して、そういう事実が
あったみたいだということ、これは確認しようがないのでしょうか。

○矢口龍人委員長

確認しようがないということはないと思うんですけども、確認できます、やれば。

○佐藤文雄委員

そうしたら、ちょっとそこもやはり確認しないと。今言ったように、意図的じゃないというふうに、
だから詐称じゃないというふうに言っているでしょう。でも、最初に、補欠選挙のときに指摘を受けた
のに、分からないというふうに言って、結果的に同じことを繰り返したということになれば間違いない
と思うんだよね。それをやっぱり確認するべきだというふうに思います。それが確認できないというこ
とであれば、今言ったように、意図的なものじゃないと。詐称とは言えない。ただ、間違いを認めたと
いうことであれば詐称とも言えないだろうというような判断はできると思うんです。ですから、1期目
というか、最初の7月10日の補欠選挙のときに、これは別科は卒業じゃないよという指摘をした事実
をちょっと確認していただきたいなど。必要だったら私も協力しますので。

○矢口龍人委員長

分かりました。では、その後の判断ということにしましょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

では調査をしてもらいます。

それから、先ほども言いましたけれども、大学のほうの調査もありますから、資料が届いて、その資
料を基にしてまた次の会議を開いて、その中で協議していきたいというのでよろしゅうございませう
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

では、そのようにさせていただきます。

以上で審査会の調査を終了し、次回の審査会では、審査結果報告書の確認と、それから、先ほど言
いました学校側の資料と、それから、あと、今おっしゃった鈴木貞行議員の補欠選挙のときの調査をさせ
ていただいて、その報告を振り返りたいと思います。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

ないようですので、以上でかすみがうら市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。

閉 会 午前11時36分

かすみがうら市議会議員政治倫理審査会会議録

令和5年5月12日 午後 2時26分 開 会

出 席 委 員

委員長	矢口龍人
副委員長	久松公生
委員	佐藤文雄
委員	岡崎勉
委員	櫻井健一

欠 席 委 員

な し

委 員 外 議 員

議長	小座野定信
----	-------

出 席 説 明 者

議員	鈴木貞行
----	------

出 席 書 記 名

議会事務局	局長	金子俊文
	局長補佐	谷中博文
	係長	折本尚充

議 事 日 程

令和5年5月12日（金曜日）午後 2時26分 開 会

3. 開 会

2. 議長挨拶

3. 事 件

- (1) かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第3条第1項に違反する疑いに関すること
 - ・追加調査結果について
 - ・審査結果報告書（案）について
- (2) その他

4. 閉 会

開 会 午後 2時26分

○矢口龍人委員長

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまからかすみがうら市議会議員政治倫理審査会を開会いたします。

あらかじめご報告申し上げます。

本日の会議には傍聴の申出がございます。かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第6条第8項により、本審査会は公開といたします。

これより傍聴人の入室を認めます。

ここで暫時休憩といたします。 [午後 2時26分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時27分]

まず、会議に入る前に小座野議長からご挨拶をお願いいたします。

○小座野定信議長

続けてご苦勞さまでございます。

開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、大変ご苦勞さまでございます。

引き続き令和5年4月3日付で佐藤文雄議員から申出のありましたかすみがうら市議会議員の政治倫理条例に基づく調査につきましてご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日はご苦勞さまでございます。

以上であります。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名いたします。

議会事務局、折本尚充君を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりでございます。

それでは早速、本日の日程事項に入ります。

引き続きかすみがうら市議会議員の政治倫理条例第3条第1項に違反する疑いに関することでありま

す。

追加調査結果につきましてを議題といたします。

初めに、千葉大学への照会結果が届いておりますので、お目通し願います。

ただいまの件につきまして、何かございましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

これ回答では、個人情報で回答しないというふうに言っているんですが、その後に園芸別科の課程修了の事実を学歴として取り扱ってよいかとの問いについて、差し支えないと回答するというふうになっていますよね。これ以上のことは分からないんだと思いますが、差し支えないというのは非常に微妙な言い方なんじゃないかなと思うんですよね。これどういうふうに判断するかというのは非常に難しいんじゃないかなと思うんですが、いかがですかね。

いや、続けて。簡単に言うと、これ文科省あたりにね、ちゃんと問合せしないとイケなのかな。特にね、回答のところに学校教育法第 91 条に基づき、文科省の認可した教育機関であると、教育機関であることに間違いなだらうと思うけれども、それが修了であったり、卒業であったり、いろいろ混乱を及ぼして、その最終学歴に当たるのかというのは明確にしていなと思うんですよね。だから、最終学歴に当たりますと言っていないんだよね。差し支えないというふうに言っているから、混乱を及ぼすということと、それから、この学務係なんですよ。事務課の学務係の見解なんだよね。これいわゆる千葉大の見解というふうには見てとれないんで、この学務係でどこまで議論して、最終的な決定ということで、差し支えない。じゃ差し支えないというのは一体何なのかというのが非常に明確じゃないなというふうに思うんですよね。

そういう意味では、文科省あたりにね、問合せしたらいいんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがですかね。

○岡崎 勉委員

私の考えですけれども、千葉大という大学でやっている、全て教えていることはどんなことであっても、大学側としてはね、教育として認めているとは思いますが。だから、恐らく幾ら何回聞いてもこういうような答えになるのかなという。だから、差し支えないということは、そういうことじゃないんでしょうか。どうでしょうか。私はそういうふうに解釈しておりますけれども。

○佐藤文雄委員

これほら、教育、この前の資料あったよね、第 91 条ね。別科を設けることができるって、学校教育法に基づいて設置しましたと。それが基本的な教育機関であるということを認めていますよというのを理由にしているんだよね。だから、教育機関であることは間違いなだらうよね。だから、そこで教育機関であるのと、いわゆる学歴というのと非常に分かりにくいというのが一番のトラブルの原因じゃないかなと思うんだよね。だって、本人でさえね、卒業だったり、修了だったり、いろいろやっているでしょう。そこがね、やはり整理をしないと、今後、特にこれ石岡一高が多いんだよね。長男が大体みんな対象になって別科に行っているというのが今までの流れでやっていたんだよね。そうしたら、ちょっと調べたら、2017 年にこの別科がなくなっているんだよね。つまりもう農業が衰退しているということなのかな。これ千葉大園芸学部別科の学生募集停止及び廃止について、これ廃止にされているんですよ。だから、もうなくなっているんだよね。だから、こういう中身でね、これ学校の機関そのもの、だから、それがどうなのかというところがあるなというふうに思いますね。

○久松公生委員

今、佐藤委員の学校がなくなっちゃっているということではありますが、その当時の廃止という学校、

もちろん高校、大学等でもそういった学校があるんだと思うんで、その当時の昭和何年度修了とか卒業なんで、そこはね、今ないから駄目だということじゃないと思うんで。それはいいのかと思います。

そしてもう一つ、この回答の中で、学歴として取り扱ってよいかの問いについては、これは千葉大は差し支えないと回答していますんで、これはもうそれ以上、それ以下でもないと思うんで、書いてもよいというふうに判断してもいいのかなと。この回答においてはですよ、そういうふうに私は感じます。

○矢口龍人委員長

先ほど佐藤委員からもお話がありました。文科省に問い合わせろというようなお話ですけれども、議長、どうでしょう、文科省に最終学歴としてみなすかどうかということの判断を委ねることについて。

○小座野定信議長

率直な意見を申し上げますと、確かに千葉大学の別科という部署があったと。その部署が確かに卒業と認めるのか認めないのか、その法的なところも必要なとは思いますが、これ政治倫理審査会ということであるならば、微妙なところだと思うんですが、正直ね、卒業と書いたことに対しては、これいけないというか、適切ではなかったというふうに思います。けれども、実際に行っていない学校に行ったと書いているわけじゃないですし、私個人的な考えですけれども、文科省まで問合せしなくてもいいんじゃないかと。

○矢口龍人委員長

そこを意見を聞かせていただければいいです。そんな難しく考えなくて。

ただですね、前回、鈴木貞行議員に来ていただいたときには、もう私は別科は使いませんと、適正ではなかったと、だから、もう私は石岡一高に今度は切り替えますというふうに本人が言ったんですよ、言ったでしょう。だから、小倉議員は俺は、別科だと、やっていたけれども、でも、鈴木貞行議員も反省した中にそういうふうなお言葉があったんで、やはり納得してくれたのかなというふうに私は思ったんですけれども。今日もお見えなんでね、お話を聞けると思うんですけれどもね。

○小座野定信議長

本人はもう十分に、そこまで言うのであれば、十二分にね、反省もしているし、今後、一議員として一生懸命やってくれるという気持ちに切り替わっているのかなというふうに私は思っています。

○佐藤文雄委員

結果的に文科省にね、議長のほうはさ、文科省に問合せしなくてもいいんじゃないか、今の現状のままでもいいんじゃないかというふうな意見だったような感じなんで、特別、文科省に問合せするということとはしなくてもいいかなというふうに思います。

○矢口龍人委員長

それでは、この議題につきましてはここで締めて、次に移りたいと思います。

次に、前回審査会におきまして、鈴木貞行議員の審査会での発言に対する訂正の申出がありましたので、これを許します。

鈴木貞行議員の入室を求めます。

ここで暫時休憩といたします。【午後 2時39分】

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。【午後 2時39分】

発言を求めます。

○鈴木貞行議員

前回の審査会の中で、矢口委員長からのご質問がありました職歴に関してなんですが、ヤマト運輸、

アオイ工業、日立建機、3つの職歴があるんですけども、全て正社員だったんですかという問いがあったんですが、そのときちょっと、ずっと前のことを考えていまして、大分頭が混乱していまして、全部正社員だということと言ってしまったんですが、日立建機は契約社員のままです。それだけです。それを訂正したいと思います。よろしくお願いします。

○矢口龍人委員長

これより質疑を行います。

○佐藤文雄委員

日立建機、その前のヤマト運輸とアオイ工業がありますよね。これは正社員だったんですか。

○鈴木貞行議員

そうです。

○佐藤文雄委員

日立建機の場合は契約社員ということですか。

○鈴木貞行議員

そうです。

○佐藤文雄委員

契約社員というのは、日立建機と直接契約しているんですか。

○鈴木貞行議員

そうです。

○佐藤文雄委員

日立建機と直接契約するというのはあるんですかね、今。契約書かなんかはございますか、日立建機との契約書は。

○鈴木貞行議員

現在ですか。日立建機のほうにはあると思います。

○佐藤文雄委員

持っていらっやらないんですか。

○鈴木貞行議員

もう辞めてしまったんでね。日立建機のほうに問い合わせただけで分かるとは思います。

○佐藤文雄委員

問題はね、前にもちょっと私が言ったんだけど、学歴の問題が、ちょっと話をしたよね。あのときに鈴木貞行議員が短大扱いだったんじゃないですかって言ったんだよね。ということになると、学歴は短大扱いだというふうになると、契約社員であっても正社員であっても、給与で、やはり差別化されると思うんだよね、高卒と短大卒とね。それでは、基本的には、契約社員であっても差別化されるんじゃないでしょうかね。そこら辺は分かりませんか、じゃね。調べるしかないか。

○鈴木貞行議員

日給月給だったんで。

○矢口龍人委員長

日給月給。

○小座野定信議長

会社によって、やはり考えとか、いや、高卒とかいうふうなこの規約というか規程があると思うんですよ、給与規程が。その規程が日立建機の場合にはどうなっているかということは、建機じゃないと分

からないよね。

○佐藤文雄委員

じゃこれちょっと調べていただけませんかね。いや、鈴木貞行議員が短大扱いだって言ったのは、この日立建機を抜いてですか。その正社員のアオイ工業とヤマト運輸のことだけだったんですか。いや、学歴のことで短大扱いだったというふうに、議事録でそんなふうになっているんですか。

○矢口龍人委員長

なっています。

○佐藤文雄委員

短大扱いだというふうにおっしゃったんですよ。つまり短大扱いというのは、給与は高卒よりも上なんだよね、基本的に。だから、日立であっても契約社員だったら違うんじゃないかなと思う。そこら辺は日立建機に問合せたほうがいいかなと思うんですけれども、いかがですか。

○鈴木貞行議員

2005年に入社したときに契約社員は日当幾らで月払いでということで契約してまして、その短大卒であるからとか、そういう話は一切ないです。あくまで、高卒であっても多分、大卒は別かもしれないですけれども、そういうお話は全然面接のときもないし、契約のときもそういう話はないです。あくまで日給月給でずっといって、5年くらい前に国のほうの何か改正されて、月給制になったんです、一律の月給制。日給じゃなくて、一律の普通の月給制になったんです。

○佐藤文雄委員

日給月給はね、東京製綱もそうだったんですよ、現場の人たちは。みんな正社員なの。だから、別に日給月給だとか月給制だとかというのは関係ないんですよ。ただ、学歴なんですよ。つまり今、高卒なのか短大卒なのかということで、短大扱いだったというのは、この日立建機に限っては、それは違うよということなんですね。

○鈴木貞行議員

はい。多分おっしゃるとおりだと思います。

○佐藤文雄委員

じゃこの契約社員の中身だけは確認できるかどうかというのは難しいですよ、個人情報なんで。

○矢口龍人委員長

いいですか、私。

○久松公生副委員長

委員長を代わります。

○矢口龍人委員

鈴木貞行議員、公的年金記録を見れば分かりますよね。厚生年金だった期間がね、全て、ヤマト運輸もそうだし、アオイ工業もそうだし、日立建機もそうだし、ありますよね、年金記録。それ出していただけですか。厚生年金、入っているから、会社は当然。それは社会保険事務所へ行くと出してくれますよ。だけれども、本人がね、年金手帳を持っているでしょうから、それを提出していただければ、これはもういやが応でも、もう要するに年金積んでいる人は全て出ていますから、国民年金でもなんでもね。ですから、はっきりさせられると思うので、契約書も何も要らないですよ、それがあればね。いいですか、それで。

○久松公生副委員長

今の矢口委員の話で、それでよろしいでしょうか。

○鈴木貞行議員

それをちょっと提出したいと思います。よろしくお願いします。

○久松公生副委員長

委員長を代わります。

○矢口龍人委員長

よろしくお願いします。

ほかにどうですか。

いいですか、またもう1回いいですか。

○久松公生副委員長

委員長を代わります。

○矢口龍人委員

ちょっと私ね、発言したいことがあるんですけども、3月の市議会におきまして、議員発議で議員の政治倫理条例案をね、慎重なる審議の中で全会一致ということで議決したわけでございます。もちろん鈴木貞行議員も条例の中身は十分に検討して賛成したものだとは理解しております。目的として、第1条の、この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市議会議員が、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とすると。

第2条では、議員の責務として、議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにするよう努めなければならないとありますが、今どのようにお考えになっているかお聞かせいただきたいと思います。

○鈴木貞行議員

より一層襟を正して市民のために頑張っていきたいと思います。

○矢口龍人委員

私はね、何でこんなことを言うかという、この倫理条例というのは、私はそのぐらい重要なものだと思っていたんですよ。そうするとね、鈴木貞行議員は、分からなかったとか、私は気がつきませんでしたとか、審査会の答弁でも正社員ですって、契約社員なのに正社員ですって。こういうところが私は問題だと思うんですよ。議員ですからね、あなたは。公職なんですよ。だから倫理が必要なんですよ。

以上で終わります。交代します。

○久松公生副委員長

委員長を交代します。

○佐藤文雄委員

今、矢口委員長が言ったんですが、やはり選挙のときにね、前にも言ったと思うんですが、選ぶときに、特に補選なんかはかなり不特定多数の人ですから、学歴というのは非常に重い、それから職歴も、大手の会社、今言った日立建機というね、今、契約社員と言いましたけれども、千葉大卒で日立建機に勤めていたという、これが非常にね、大きな実績というふうに有権者には映っちゃうんだよね。だから、そこがやはり問題だなというふうに思うんですよ。

そういうふうには捉えられませんか、いかがですか。

○鈴木貞行議員

契約社員といっても同じように仕事していましたし、契約社員だから、正社員だからという隔たりは

自分は全然思っていないですよ。

○佐藤文雄委員

いや、私の質問はね、千葉大卒で大手の、いや、契約社員であれね、日立建機であれ同じなんです、そういう大手の企業と千葉大という学歴と職歴を連動して見ると、かなり有権者の判断基準の中では重要なポイントに、投票するときのそういうインセンティブというか、投票行動に表れてくるというふうに思いませんかという質問なんです。契約社員だとか、自分は同じ仕事をやっていたというのは、別にそんな職業の規制ありませんから。そのことを聞いたんです。いかがですか。

○鈴木貞行議員

確かにおっしゃるようにそれはあると思います。

○佐藤文雄委員

それとね、ちょっといいですか。この前もちょっと石岡市の例を言ったんだけど、今、石岡市の選挙が4月23日にあって、そのとき、その前にこの審査会のときに、やはり同じように別科、農業だったかどうだったか、卒という人がいたんだよね。新聞には修了ってあって、広報には卒って書いてあったんですよ。この方は当選したんですね。次点になった人が、これはおかしいということで、選挙管理委員会に異議申立てをされたら、日にちはぎりぎりだ、1週間後なんで、28日だったかな。23日ですから、28日に異議申立てをやったらしいんですよ。その後の審査がどうなっているのかはちょっと分からないんですけども、逆にその方、次点になった方から私のほうに電話がありましてね、実を言うと知り合いだったんですよ、昔ね。知り合いだったんで、弁護士を紹介してくれないかって言われたんですよ。私、弁護士を紹介してあげました。

いずれにしても、石岡市の選挙管理委員会がどういうふうな結論を出すかというのも非常に大きな要因になるかな、注視すべきかなというふうに思うんですが、そういうところを考えて、もうちょっと様子を見たらどうかなと思うんですが、いかがですかね、委員長さん。

○矢口龍人委員長

私もその話は伺っていますので、推移を見守っていきたいということは思っております。ですから、ちょっと次回の日程については、またこの後、お話ししますけれども、またその時点で日程調整させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ご質問等がないようですので、これで鈴木貞行議員は退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。【午後 2時56分】

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。【午後 2時56分】

以上で本審査会として予定していた調査は終了となりますが、追加すべき調査等、ご意見がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

次回はいつ頃を考えていらっしゃるのでしょうか。

○矢口龍人委員長

次回は、ですから、石岡市の推移を見守りたいし、これも1か月以内には結論が出ると思うので、できればその結論が出た後がいいかなというふうに思っているんですけども、いかがですか。ですから、日程については委員長に一任していただければというふうに思ひます。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○矢口龍人委員長

それでは、ここで前回までの調査報告書（案）の確認をいたします。

ここで暫時休憩といたします。【午後 2時57分】

○矢口龍人委員長

では、会議を再開いたします。【午後 3時04分】

それでは、ご意見、またお気づきの点がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○矢口龍人委員長

それでは、本日出されたご意見等も踏まえ、次回は改めて調査結果報告書（案）を確認いただきたいと思えます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

そのほかに何かございますか。

【発言する者なし】

○矢口龍人委員長

それでは、以上でかすみがうら市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。

以上です。ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時05分

かすみがうら市議会議員政治倫理審査会会議録

令和5年7月18日 午後 2時33分 開 会

出 席 委 員

委員長	矢口龍人
副委員長	久松公生
委員	佐藤文雄
委員	岡崎勉
委員	櫻井健一

欠 席 委 員

な し

委 員 外 委 員

議 長 小座野 定 信

出 席 説 明 者

な し

出 席 書 記 名

議会事務局	局 長	金子俊文
	局長補佐	谷中博文
	係 長	折本尚充

議 事 日 程

令和5年7月18日（火曜日）午後 2時33分 開 会

4. 開 会

2. 議長挨拶

3. 事 件

(1) かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第3条第1項に違反する疑いに関すること

- ・追加報告について
- ・調査結果報告書（案）について

(2) その他

4. 閉 会

開 会 午後 2時33分

○矢口龍人委員長

こんにちは。

ただいまの出席委員は5名で会議の定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまからかすみがうら市議会議員政治倫理審査会を開会いたします。

あらかじめご報告申し上げます。

本日の会議には傍聴の申出がございます。かすみがうら市議会議員の政治倫理条例第6条の8項により、本審査会は公開といたします。

これより傍聴人の入室を認めます。

ここで暫時休憩といたします。 [午後 2時33分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時33分]

まず、会議に入る前に、小座野議長からご挨拶がございますので、お願いいたします。

○小座野定信議長

こんにちは。引き続き大変ご苦労さまでございます。

開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、ご苦労さまでございます。引き続き令和5年4月3日付で佐藤文雄議員からの申出がありました、かすみがうら市議会議員の政治倫理条例に基づく調査につきましてご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。本日もよろしくお願い申し上げます。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

議長につきましては、所用のため退席となります。

次に、書記を指名いたします。

議会事務局、折本尚充君を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりでございます。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

引き続きかすみがうら市議会議員の政治倫理条例第3条第1項に違反する疑いに関することであります。

それでは、追加報告についてを議題といたします。

初めに、鈴木貞行議員から公的年金記録の提出がありましたので、ご報告いたします。

タブレットにありますので、ご確認いただきたいと思います。

次に、石岡市で、本件と同様の内容で選挙管理委員会への異議申立ての事案があり、その決定書を手いたしましたので、お目通し願います。

暫時休憩といたします。 [午後 2時36分]

○矢口龍人委員長

再開します。 [午後 2時40分]

それでは、私のほうから概要を説明させていただきたいと思います。

まず、この被保険者記録照会回答票が日本年金機構土浦年金事務所のほうから発行されております。

鈴木貞行議員は、当初、ヤマト運輸、アオイ工業、日立建機株式会社で、正社員だというようなことでおっしゃっていましたが、その後、訂正で、日立建機は契約社員だったということでしたので、この厚生年金記録の提示を求めました。

これがそうなんですけれども、日給月給の契約社員であって、それでも日立建機は社会保障といえますかね、厚生年金へ入ってくれたというふうなことでございました。

それから、石岡市の選挙管理委員会の異議申立てについてでございますけれども、本件の異議の申出を却下するという内容の決定書が出ております。

その中の主文の中に、当選人に学歴詐称があったとの申出人の主張は、前期判例に示す当選無効の要因のいずれにも該当しないと。また、当選人等の選挙犯罪についての判定は、専ら刑事訴訟手続に従い裁判所の裁判によってのみなされるべきものであるとされていることから、当選人の当選を無効とする理由とは認められないということでございます。

ですので、この申出人がその後、要するに法的手段、裁判によってはっきりさせるというようなことで裁判を実施するというようなお話を伺っております。その結果を待つまでのことはないと思いますので、当審査会においては、ここで結果を出したいというふうに思っております。

この件につきまして、何かございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

これ、専ら刑事訴訟手続に従い裁判所の裁判によってみなされるべきものであるということだから、こちらのほうで結論を出してくれと、簡単にいうと。ほかの問題については、いろいろ高等裁判所だとか最高裁判所だとかなんとかっていうのは、具体的な投票がどうのこうのとかっていう、具体的な事実関係を述べているんであって、この学歴詐称の本人の、大槻さんがやっていることについては、これは回答を避けているといえれば避けているわけだね、これね。

○矢口龍人委員長

そうです。これ要するに判例がないというようなことと、それと、要するに選挙を無効にするだけの理由にはならないというような内容のようですね。だと思います。

ほかにありませんか。

○櫻井健一委員

これ石岡市の場合は、もう選挙の当選を無効にするかしないかということと、うちの場合は学歴詐称があるかどうかということで、石岡市の場合は、その先に行くか行かないかは石岡市のほうの判断でよろしいかと思うんですけれども、この石岡市の選挙管理委員会の判断については、当選を無効にするほどの効力がこれにないというような判断だというふうに解釈したんですけれども、それであれば、表記

の間違があったのであれば、その間違いをただすというか、何かそれを周知していただいて、自分の学歴はこうであるというようなことを示していただくことができれば、ご本人たち、お二人にそういったことをしてもらえればいいのかと私は思うんですけれども、襟を正すという意味合いで。

○矢口龍人委員長

委員会としてですね、そのことを本人にどうのこうのということは、私は差し控えるべきだと思っております。私どもはあくまでも調査して、それを報告するだけのことであって、あと、彼らがどういふふうに対応するかというのは、ご自分でお考えいただければいいことであって、委員会がどうのこうのという指図をするべきでもないでしょうし。それはそれでいいと思いますけれどもね。

○櫻井健一委員

ということは、こちらからこういうふうにしろという指図とか指示ではなくて、本人に任せるということで、今回はこの委員会を閉じるというようなお話でいいというようなことで理解してよろしいですか。

○矢口龍人委員長

そのつもりでおりますけれども、皆さんがどういふふうなお考えか、お伺いしたいと思いますけれども。

○佐藤文雄委員

私が提案したのは、事実関係をはっきりさせるということだったんで、その事実関係の中で鈴木貞行議員もきちっとそれなりの理由を述べて、間違いだったということを言っているし、小倉議員の場合はちょっと何かははっきりしなかったような気がするんだけど、いずれにしてもそういう事実関係を明らかにして、あとは報告書を作って、みんなが、判断をするということしかないというふうに思います。

それで、もう鈴木貞行議員はこの前、一般質問で、もう自分は間違っていましたということを表明しているから、あれでいいかどうかは本人の問題だけれども、そういう点では、我々としては、事実関係を明らかにして、まとめるというふうにしたほうがいいんじゃないかなと。

○岡崎勉委員

だから、今、佐藤委員が言ったように、ここだけの話ですから、ほかにどうのこうの言えないとすれば、ここで、この会議の結果をまとめていけばそれでいいんじゃないですかね。だから、さっきも言ったように、鈴木貞行議員はちゃんと一般質問のときに自ら、自分で言っていたんで、それはこれでいいんじゃないですか。この政治倫理の会議の中でと思うんですが、いかがでしょうか。

○久松公生委員

先ほど委員長が言ったように、本人にあとは任せるみたいな話があったと思うんですが、これ結局どういふふうにとまとめるというのは、ちょっと委員長のほうからあれば。

○矢口龍人委員長

今から、報告書をまとめますから、ですから、今までの審議はここまでかなと、大体審議は尽くしたかなと思いますんで、あとは報告書をまとめてというのが作業だと思いますが、次の議題はそっちのほうに移っていくんですけれども。

よろしいですか、そこまでで、移動しまして。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、以上で本審査会上程した調査は終了となりますが、追加すべき調査等、ご意見がございましたら、挙手の上、ご発言をいただいてよろしいんですけれども。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので、ここで前回までの調査報告書(案)をご確認いただきたいと思います。
暫時休憩といたします。 [午後 2時49分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時53分]

それでは、ご意見等、またお気づきの点がありましたら挙手の上、ご発言をお願いします。

○久松公生委員

これ今、報告書(案)ということで拝見させていただきました。こうなってくると、やはり先ほどからちょっと話が出ているように、千葉大学園芸学部にもメール照会したところ、学歴としては差し支えないという回答、報告の最後、これが結果というか、いろいろ調査しましたが、こういうことが最後に分かりましたという。

○矢口龍人委員長

いやいや、それは違いますね。ですから、ここの最後にあるように、あとは有権者の皆さんが判断してくださいということですよ。私らはそのありのままを報告するだけじゃない。

○久松公生委員

そういうふうに理解していいのかと思ったんですが、審査会はこういうことで審査して、あとは有権者に委ねたいと。

○矢口龍人委員長

だって、本人がもう、認識不足でしたとかなんかって議会でも謝ったかなんかしたんでしょう。

あとここに第4回のやつ、今日のやつをここに入れますから、先ほど言った年金記録のやつと、それから石岡市の選管の決定をここに入れます。却下されたというのを入れる。

○櫻井健一委員

今のその付け足しじゃないですけども、今回のこの審査会の内容の中で、前回の一般質問の中での謝罪というところの文面は。

○矢口龍人委員長

関係ない話ですから、それは。

だから、あとどんな手を使って謝罪したりなんだりというのは、本人任せですよ。私たちはもうそこまで介入もしないし。

○佐藤文雄委員

ということは、これ審査の結論というところがみそだということだよ、簡単にいえばね。

○矢口龍人委員長

だって、これはそのとおりでしょう。

皆さんが4回立ち会ってもらっていて、同じ内容、そのとおりでしょうよ、これ。だから、別に付け加えもしないし、余計なことも入れてないし。

○佐藤文雄委員

あと、そこにもちゃんと千葉大もね、メールで確認したら差し支えないとの回答であったという、そういうことだけを入れているじゃない。これはどうのこうのというのは、こちらでは判断はできないから。いいんじゃないですかね。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

○佐藤文雄委員

第4回の審議会のやつ、簡単にもう1回確認していただけますか。第4回の、今日のやつ。

○矢口龍人委員長

第4回の、まず日本年金機構土浦年金事務所のほうからの記録票は、ご案内のとおり、ヤマト運輸、アオイ工業、日立建機土浦工場の資格を保有しておりましたということと、それからあと、石岡市選挙管理委員会の異議申立てに対する決定書でございます。本件異議の申出を却下する、当選の効力についての中で、当選人に学歴詐称があったとの申出人の主張は、前記判例に示す当選無効の要因のいずれにも該当しない。また、当選人等の選挙犯罪についての判定は、専ら刑事訴訟手続に従い裁判所の裁判によってのみなされるべきものであるとされていることから、当選人の当選を無効とする理由には認められないという内容です。

ですので、これに対して異議申出人は裁判で明らかにしたいということで訴訟をする用意があるということでございます。

○佐藤文雄委員

それって、それは入れないでしょう、ここに。

○矢口龍人委員長

いや、入れますよ。入れたほうがいいでしょう。だってね、そういう、要するに裁判があるよと、もう予定していると。ただ、裁判の結果まで我々は待ってられないから。それは、例えば、それが要するに学歴詐称だって判決が出た場合には連座しちゃうでしょう、当然。

○佐藤文雄委員

だから、大槻さんだけれども、訴え人が今、裁判でその点を明らかにしているというのはここに入れますよということね。

○矢口龍人委員長

入れてくださいよ。入れてもらわないと、うやむやになって終わっちゃうになっちゃうから。結局こういう結論が出て、だから、裁判したと、だから、その結果はいずれ出るでしょうと。だから、それも本人の問題でしょうよ。

お諮りいたします。

本日分を加えた調査結果報告書の作成並びに議長への提出につきましては、委員長に一任いただくことでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。そのほか何かございますか。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

それでは、以上でかすみがうら市議会議員政治倫理審査会を散会といたします。
長時間にわたりましてご協力ありがとうございました。

散 会 午後 3時00分